

## 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令案等のパブリックコメントの実施について

### 1. パブリックコメントの対象

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令案（資料 1－1）
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則案（資料 1－2）
- (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針案（資料 1－3）
- (4) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件の案（資料 1－4）

### 2. 日程

- (1) 意見募集期間 平成 20 年 12 月 27 日～平成 21 年 1 月 25 日
- (2) 政省令等の公布 平成 21 年 2 月中旬（予定）
- (3) 法令等の施行 平成 21 年 6 月 4 日（予定）

## 政令第 号

## 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令

内閣は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第二条第三項各号及び第六項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

## （住宅の構造耐力上主要な部分）

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第一号の住宅の構造耐力上主要な部分として政令で定めるものは、住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。

## （住宅の雨水の浸入を防止する部分）

第二条 法第二条第三項第二号の住宅の雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるものは、住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、枠その他の建具とする。

(住宅の給水又は排水の設備)

第三条 法第二条第三項第三号の住宅の給水又は排水の設備で政令で定めるものは、住宅に設ける給水又は排水のための配管設備とする。

(都道府県知事が所管行政庁となる住宅)

第四条 法第二条第六項ただし書の政令で定める住宅のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物である住宅とする。

2 法第二条第六項ただし書の政令で定める住宅のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる住宅とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。)が一万平方メートルを超える住宅

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定

により都知事の許可を必要とする住宅（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該許可に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該住宅を除く。）

## 附 則

### （施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成二十一年六月四日）から施行する。

### （国土交通省組織令の一部改正）

2 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第百十八条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十七条及び第十八条を除く。）の規定による長期優良住宅の普及の促進に関すること。

## 理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、その点検等が長期優良住宅の維持保全に該当することとなる住宅の構造耐力上主要な部分等を定める必要があるからである。

## 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則案について

### 1. 背景

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、国土交通大臣が策定する基本方針、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われている住宅についての住宅性能評価に関する措置等について定める長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。）が平成 20 年 12 月 5 日に公布されたところであり、同法の規定に基づき、省令を定める必要がある。

### 2. 制定概要

#### (1) 長期使用構造等とするための措置（法第 2 条第 4 項各号関係）

法第 2 条第 4 項各号に掲げる事項に関する措置の具体的内容については、国土交通大臣が定めるものとする。

#### (2) 長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び通知（法第 5 条第 1 項～第 3 項、第 7 条関係）

- ・申請書の様式及び申請書に添付する図書を定める。
- ・認定通知書の様式等を定める。

#### (3) 長期優良住宅建築等計画の記載事項（法第 5 条第 4 項第 6 号関係）

長期優良住宅建築等計画に建築の着手及び完了予定時期等を記載することを定める。

#### (4) 長期優良住宅建築等計画の認定基準（法第 6 条第 1 項第 2 号及び第 4 号関係）

○法第 6 条第 1 項第 2 号に規定する住宅の規模は、以下の通りとする（ただし、住戸の少なくとも一の階の床面積が 40 平方メートルを下回らないもの。）。

- ・一戸建ての住宅においては、床面積の合計が 75 平方メートル（所管行政庁が 55 平方メートルを下回らない範囲で別に定める場合はその面積。）。
- ・共同住宅等においては、1 戸の床面積が 55 平方メートル（所管行政庁が 40 平方メートルを下回らない範囲内で別に定める場合はその面積。）。

○法第 6 条第 1 項第 4 号イに規定する維持保全の方法の基準については、国土交通大臣の定めるところにより、点検の時期及び内容が長期優良住宅建築等計画に定められていることとする。

#### (5) 長期優良住宅建築等計画の軽微な変更（法第 8 条第 1 項関係）

長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請を必要としない軽微な変更（建築の着手及び完了予定時期の一定期間内の変更等）について定める。

#### (6) 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請及び通知（法第 8 条関係）

- ・変更認定申請書及び変更認定通知書の様式等を定める。

- (7) 長期優良住宅建築等計画の地位の承継の申請及び通知（法第 10 条関係）  
・承認申請書及び承認書の様式等を定める。
- (8) 認定計画実施者が行うべき記録の作成及び保存（法第 11 条第 1 項関係）  
認定長期優良住宅建築等計画の建築及び維持保全の状況について記録すべき内容（認定に係る事項、実施した維持保全の内容等）及び電磁的記録媒体での保存が可能なことを定める。
- (9) 認定長期優良住宅の維持保全に必要な資金の貸付けを行う金融機関（法第 18 条第 1 項関係）  
高齢者が自ら居住する認定長期優良住宅の維持保全に必要な資金の貸付けを、死亡時一括償還の方法で行う金融機関について定める。
- (10) 読み替え規定（法第 18 条第 1 項関係）  
死亡時一括償還の貸付けを行う金融機関の債務保証を高齢者居住支援センターが行うために、所要の読み替え規定を定める。
- (11) その他  
本省令は、法の施行日（平成 21 年 6 月 4 日）から施行する。

### **3. スケジュール**

公布：平成 21 年 2 月中旬（予定）

施行：平成 21 年 6 月 4 日（法律の施行日：平成 21 年 6 月 4 日）

○国土交通省告示第 号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第四条第一項の規定に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針を定めたので、同条第四項の規定に基づき、次のように公表する。

平成二十一年 月 日

国土交通大臣 金子 一義

#### 長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針

住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）においては、ストック重視の住宅政策に転換することとしており、「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へ移行することが重要となっている。このような状況にかんがみ、住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減するとともに、建替えに係る費用の削減によつて国民の住宅に対する負担を軽減し、より豊かで、より優しい暮らしへの転換を図ることを目的として、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定されたところである。この基本的な方針は、法の趣旨に則り、長期優良住宅の普及を促進するための施策が効率的かつ効果的に推進されるよう、長期優良住宅の普及の促進の意義に関する事項等の必要な事項を定めるものである。



# 一 長期優良住宅の普及の促進の意義に関する事項

## 1 背景及び必要性

少子高齢化の急速な進展や環境問題の深刻化等の社会経済情勢の変化に伴い、住宅の「量」の確保だけではなく、住宅及び居住環境の「質」の向上が求められているところである。今後の住宅政策においては、住生活基本法に定められた基本理念に基づき、住生活基本計画（全国計画）（平成十八年九月十九日閣議決定）に掲げた目標の実現に向け、住宅単体のみならず居住環境を含む住生活全般の「質」の向上を図り、良質なストックを将来世代へ承継するための政策に転換することとしている。特に、住宅は国民の経済活動や社会生活の基盤であり、長期にわたる住生活の安定及び向上を実現する上で不可欠である貴重な資産であることから、良質な住宅ストックの形成を図り、その長期使用の促進を図ることは重要な課題となっている。

## 2 長期優良住宅の普及をめぐる状況

我が国において取り壊される住宅の平均築後年数は、欧米諸国に比べると短い状況である。また、我が国の住宅流通市場全体に占める既存住宅の流通シェアは、欧米諸国に比べると格段に低い状況である。

## 3 長期優良住宅の普及の促進を図ることの重要性

長期優良住宅の普及を促進することにより、住宅ストックの資産価値の向上をもたらし、次の

ような種々のメリットを生み出すこととなる。

## (1) 環境負荷の低減等

次世代の社会の課題を考えると、今後急速に世界の人口が増加し、途上国の経済が成長する中で、資源の枯渇とともに地球環境問題が深刻な課題になると指摘されている。このため、つくったものを世代を超えて長持ちさせて大事に使う「持続可能社会」への転換に向けて、我が国は取り組んでおり、これは、資源消費量や二酸化炭素の排出量の削減にも資する。

すなわち、良質な住宅ストックを形成して次世代に引き継ぐことは、将来の世代の暮らしを豊かにしつつ、地球環境を保全することにつながる。

しかしながら、我が国の滅失住宅の平均築後年数は欧米諸国に比べて短い状況である。また、近年、建設廃棄物の排出量は減少している一方で、建築関連の産業廃棄物は量及び割合とも増大しているところであり、住宅関連の産業廃棄物は建築関連の産業廃棄物の半数以上を占めている状況である。

地球環境問題が国際的に深刻な課題となっている状況においては、住宅を長期にわたり使用して建替えを減らすことは、環境負荷の低減に大きく貢献するものである。

さらに、地域建材を利用することにより、二酸化炭素の排出抑制や地域活性化に寄与する。

## (2) 国民負担の軽減

長期優良住宅の普及を促進することにより、住宅の建替えを減らし、費用を削減することにより、その削減分を最新設備の導入やリフォーム等による住生活の「質」の向上に活かすことはもちろん、福祉や余暇活動等に充てることで、経済的なゆとりや豊かさを実感できる社会の実現につながると考えられる。例えば、現状の四倍程度の長期にわたって住宅を使用した場合、住宅の建築、取得、維持保全に必要な費用全体で三分の二程度に縮減されることも可能との試算がある。

### (3) 国民資産の向上

我が国の国富は土地に偏っており、住宅資産の割合はアメリカでは三割を占める一方、我が国では一割にも満たない状況である。これに対し、長期優良住宅を建築し、適切な維持保全を行うことにより、住宅の資産価値が維持され、国民の住宅に係る資産の割合が向上して我が国の国富構造を是正することにつながるほか、ストック重視の国民意識の醸成にもつながる。

## 二 長期優良住宅の普及の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 国、地方公共団体等の各主体の役割

長期優良住宅の普及を促進するためには、住宅の建築主等が、長期優良住宅の建築及び維持保全を行うことの重要性を認識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした建築主等の取組をできる限り支援するという観点から、建築主等にとって長期優良住宅の建築

及び維持保全を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講ずるよう努めることとする。

## 2 長期優良住宅の普及を促進するための各種施策

### (1) 長期優良住宅の普及を促進するための基本的な考え方

#### ① 長期優良住宅の建築の促進

住宅を長期にわたり良好な状態で使用するためには、物理的耐用性（耐久性、耐震性及び維持保全容易性）及び社会的耐用性（可変性）に優れた住宅とすることが必要であるほか、バリアフリー性能や省エネルギー性能など、次世代に引き継ぐべき社会的資産として政策的に誘導すべき性能を備えていることや住環境への配慮が求められており、こうした性能等を備えた長期優良住宅の建築を促進するよう努めることとする。

#### ② 長期優良住宅の維持保全の促進

耐久性に優れた住宅であっても、ライフサイクルの変化等にあわせてリフォームしたり、設備を更新しなければ陳腐化することとなる。住宅を長期にわたり良好な状態で使用するためには、定期的に点検又は調査を行い、必要に応じて修繕又は改良を行う等、維持保全を適切に実施することが必要である。そのため、住宅の所有者等に対し、維持保全の重要性を啓発し、情報提供や環境整備を行うこと等により適切な維持保全の実施を誘導するよう配慮す

ることとする。

### ③ 既存住宅の流通の促進

住宅を長期にわたり良好な状態で使用するためには、住宅が必要とされなくなった場合に、当該住宅を必要とする別の者に譲渡され、その使用が継続されることが求められる。その際には、既存住宅の品質又は性能に関する不安、情報不足を解消し、既存住宅の流通を促進するよう努めることとする。

①から③までにおいて挙げた課題を解決し、長期優良住宅の普及を促進するためには、建築、維持保全及び流通の各段階又は全体において、行政や関係業界のみならず、国民一般を含めた新たな社会モデルの構築が必要である。そのため、金融及び税制を含めて総合的な施策を講ずるよう努めることとする。

## (2)

### 建築段階における施策

#### ① 長期優良住宅建築等計画の認定制度の意義

長期優良住宅の建築を促進するためには、先導的な取組に対してインセンティブを付与し、その普及を図る必要がある。そのため、長期優良住宅建築等計画の認定制度を活用し、長期優良住宅の建築、維持保全及び流通を図るよう配慮することとする。

#### ② 長期優良住宅の建築及び取得時の負担の軽減

長期優良住宅は、一般的な住宅と比較して建築に係る費用がある程度高くなることが見込まれる。長期優良住宅の建築及び取得を促進するためには、新たな社会モデルへの変革を先導する公共性を有する投資に対するインセンティブを付与することが必要である。このため、税制上及び予算上の措置を講ずるとともに、償還期間を延長し毎月の返済額の引下げを図り、担保となる住宅以外にも支払いの責任が遡及しない非遡及型ローン（ノンリコース・ローン）が提供される仕組みの構築等を図るよう努めることとする。

(3)

維持保全段階における施策

① 住宅の計画的な点検又は調査、及び必要に応じた修繕又は改良等の実施等

長期優良住宅を長期にわたり良好な状態で使用するためには、維持保全に関する計画に従って、計画的な点検又は調査を行い、必要に応じて修繕又は改良等を実施することが必要である。維持保全を行うことにより、居住者にとって良好な居住環境が維持されるほか、長い目で見ると維持保全に係る費用の軽減や資産価値の維持が期待できる。

また、計画的な点検、修繕等が行われることから、これらに対応した住宅の瑕疵に係る保険等のより一層の充実を図るよう努めることとする。

さらに、数世代にわたり社会的資産としての住宅ストックを活用していくため、維持保全に関する技術の開発、普及及び人材の育成を進めるよう配慮することとする。

## ② 住宅のリフォームへの支援

長期優良住宅を長期にわたり良好な状態で使用するためには、内装や設備等について、社会的な要請やライフサイクルの変化等に応じたリフォームを行い、住宅の陳腐化を防止する必要がある。また、資産価値の維持及び向上を図る面からも、適時適切なリフォームの実施が求められる。このため、健全なリフォーム市場を整備することが重要であり、リフォーム事業者に関する情報提供や相談体制を充実するよう努めることとする。また、リフォームの資金調達が困難な高齢者等に対する高齢者居住支援センターによる債務保証が活用されるよう配慮することとする。

## ③ 住宅の管理体制の整備

長期優良住宅を長期にわたり良好な状態で使用するため、設計や建築の段階から必要な維持保全に関する計画を作成するとともに、住宅を適切に管理するための体制を整備するよう努めることとする。

マンションについては、適切な維持保全を促進するため、現行の管理組合方式に加え、専門的な知識及び経験を有する者が責任を持って維持保全を実施する仕組みを検討することとする。また、第三者が長期修繕計画の作成の支援等を行う仕組みや大規模修繕等を円滑に行う仕組みを構築するよう配慮することとする。

#### ④ 資産としての住宅の活用

住宅の資産価値の適正な評価を前提とした場合、その資産価値を活用して融資する仕組みを構築することで高齢者が多様な生活設計を行うことを可能とするため、死亡時に住宅を処分して一括返済するリバース・モーゲージが提供される仕組みを構築するよう努めることとする。

さらに、一個人の生涯を大きく超える長期にわたり住宅が使用される新たな社会においては、戸建て住宅等においても、従来のように個人が維持保全を行うのではなく、新たなビジネスモデルが創出されることも想定される。

#### (4) 流通段階における施策等

##### ① 既存住宅の流通の促進

市場重視・ストック重視の住宅政策を展開するためには、住宅の質が適切に評価され、適切な価格で安心して既存住宅を取引することができる流通市場の形成を図ることが必要である。そのため、国民が円滑に利用できる適正な評価の仕組みを構築し、既存住宅を含め、適切に維持保全が行われた住宅の資産価値が適正に評価される市場環境を整備するよう配慮することとする。

また、既存住宅の取得時にリフォームを行う場合は、取得に対する融資限度額にリフォー



ムに係る費用を上乗せするなど、住宅の質や資産価値の維持及び向上を図るための施策を講ずることが必要であり、リフォームの資金調達が困難な高齢者等に対する高齢者居住支援センターによる債務保証を活用することが重要である。

さらに、住宅の資産価値の維持及び向上を踏まえ、新たな住宅金融（住宅を売却する際に売主の住宅ローンが買主に承継され、金利上昇局面において、従来の低金利をそのまま利用できる債務承継型ローン（アシューマブル・ローン））の実現を図るよう努めることとする。

### ② 既存住宅の性能及び品質に関する評価の充実、活用等

既存住宅の購入時の不安解消や適切な維持保全の実施を確保するためには、専門的かつ中立的な立場からの評価及び助言を受けることを可能とするため、専門的技術の確立並びに当該技術を円滑かつ的確に運用するための体制の整備及び充実を図るよう配慮することとする。

また、既存住宅において住宅性能評価書が売買契約書に添付された場合において当該評価書に表示された性能を有する住宅を引き渡すことを契約したものとみなす措置を講じたところであり、加えて、既存住宅の経年劣化等について簡便で一定の客観性を確保した既存住宅の評価手法の検討を行っていくこととする。さらに、既存住宅の売買に関する瑕疵に係る保険等の内容の充実を図るよう努めることとする。

### ③ 既存住宅の取引情報の充実

既存住宅の取引情報については、土地総合情報システムや指定流通機構（レインズ）において整備されているが、既存住宅の売却又は取得を行おうとする者に対する情報提供の充実がより図られるよう努めることとする。また、住宅の性能及び品質に関する情報についても、簡易な表示のあり方や入手の容易性などに配慮しつつ、価格情報との連携を視野に入れた適切な提供の仕組みを確立するよう配慮することとする。

#### ④ 住替え・二地域居住の支援

個人の多様な価値観や生活に最適な条件を満たす住まいが市場において容易に確保できるようにするため、住替えや二地域居住を推進する仕組みが必要である。そのため、住替えを円滑化する仕組みの充実、住替えや二地域居住の推進に資する特定非営利活動法人等の取組への支援、住替えや二地域居住に有益な各種の情報提供の推進等に加え、住宅ローン等においても、住替え等を支援する仕組みを推進するよう努めることとする。

#### (5) 記録の整備・活用等

既存住宅の円滑な流通や計画的な維持保全を行うため、住宅の所有者は、長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録（以下「住宅履歴書」という。）を作成し、これを保存することが必要である。新築、増改築、点検、修繕時等において、設計図書、材料及び設備、施工者名等の情報が確実に保存され、かつ蓄積されることにより、適切な点検、修繕、リフォーム

ム等が可能となり、快適な生活環境を長期にわたって効率的に確保できるだけでなく、蓄積される情報の信頼性が確保されることで、より適切な評価に資するなど安心して既存住宅を取引することも可能となり、既存住宅の流通時における活用が期待されるほか、災害や事故の際にも、迅速かつ適切な対応を行うことが可能となる。また、国及び地方公共団体は、住宅履歴書の作成及び保存を容易にするため、必要な援助を行うよう努めるものとする。

また、住宅履歴書については、長期優良住宅以外の住宅においても整備されるよう努めることとする。

(6) 長期優良住宅の普及に向けた啓発等

① 長期優良住宅の建築、維持保全及び流通を担う人材の育成

長期優良住宅の建築、維持保全及び流通のそれぞれの分野において専門的な知識が必要になることから、基盤となる建築物に関する技術開発の支援及び誘導に加え、実際に施工、管理等を行う技術者及び技能者等の育成や技能の継承を図るよう配慮することとする。また、長期優良住宅の建築に関する技術のみならず、維持保全に関する技術について、更なる開発、普及並びに人材の養成及び資質の向上を進めるよう努めることとする。

② 国民に対する情報提供、事業者からの適切な情報提供、教育・啓発活動の充実

長期優良住宅の内容、メリット、維持保全の方法、売却時、賃貸時及び住替え時における

注意点等について、国や、長期優良住宅の建築、販売又は維持保全を業として行う者による国民に対する情報提供を充実するよう努めることとする。

また、住宅性能への関心や住宅の維持保全への意識の向上など、住宅を長く大切に使用することに關する国民意識を醸成するためには、子供の頃から住宅や住まい方に関する教育を受けることで、長期にわたり使用可能な質の高い住宅ストックの形成やその活用に関して十分な認識を持つとともに、自らの住生活のあり方について学び、考え、実践する機会を設けることが重要である。

### (7) 研究開発の推進

長期優良住宅の普及を促進するため、住宅の建設における木材の使用に関する伝統的な技術を含め、住宅の構法、材料、施工技術の開発及び維持保全技術の開発を行うとともに、その成果の普及に努めることとする。併せて、交換された部材や設備の再利用を進めて住宅関連の産業廃棄物を減少させるための研究開発や成果の普及を図るよう努めることとする。

## 三 長期優良住宅建築等計画の認定に関する基本的事項

### 1 長期優良住宅建築等計画及びその認定の基本的な考え方

法第五条の規定のとおり、長期優良住宅建築等計画は、長期優良住宅の建築及び維持保全に関する計画である。その認定に関する基準については、住宅の構造や構法にかかわらず、認定可能

とする内容とする。

また、新たな技術開発の成果を、認定基準へ継続的に反映していくよう配慮することとする。

## 2 建築段階に係る事項

認定を受けた長期優良住宅建築等計画に従って長期優良住宅が建築されることを確保するため、所管行政庁は、認定計画実施者に対し、建築工事が終了した旨の報告を求めるとし、認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨を建築士等が確認した書類により報告を行うこととする。

## 3 維持保全段階に係る事項

認定計画実施者は、長期優良住宅建築等計画に基づき認定長期優良住宅の維持保全を実施することが必要であるが、その実施に当たっては、建築士や維持保全に係る専門的な知識及び経験を有する者を活用することが望ましい。

また、認定長期優良住宅がマンションである場合には、認定計画実施者は、長期優良住宅建築等計画に記載された維持保全の方法が、当該マンションの管理規約及び長期修繕計画においても反映されるよう努めるべきである。

## 4 良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る事項

第六条第一項第三号の「良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配

慮されたものであること」については、長期優良住宅が将来にわたってまちなみ等の一部を形成することを踏まえ、地域のまちなみ等との調和が図られているかどうかの観点から判断される。

このため、認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅が、例えば都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第二項第一号に規定する景観計画、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十九条第一項に規定する建築協定、景観法第八十一条第一項に規定する景観協定、条例による良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に関する制限の内容に適合していない場合、都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の区域内その他の住宅の建築制限のある区域内にある場合には、認定は行わないことを基本とする。こうした認定に関する事務において地域における居住環境の維持及び向上に関し、関係部局間で十分な連絡調整が図られることにより、地域における居住環境の維持及び向上に配慮された長期優良住宅の普及が促進される。

#### 四 その他長期優良住宅の普及の促進に関する重要事項

##### 1 国、地方公共団体、事業者等の各主体の相互連携

長期優良住宅の普及の促進を効果的に図るため、国及び地方公共団体において、住宅政策とまちなみづくり、林野等の関係行政分野との連携を図るよう努めることとする。また、地域性豊かで良好な居住環境整備やまちなみづくり等を地域が主体的に進めていくため、行政と、行政の役割を補完

し得る住民組織、特定非営利活動法人、企業、専門家等との緊密な連携を図るよう努めることとする。

さらに、成熟社会にふさわしいストック型社会における豊かな住生活の実現に向け、長期にわたり使用可能な質の高い住宅が国民全般に浸透し、国民運動として盛り上がることを期待される。

## 2 住宅の建設における木材の使用に関する伝統的な技術の継承及び向上への配慮

長期優良住宅の普及の促進のための施策を講ずるに当たっては、住生活基本法の趣旨を踏まえ、地域材の利用、技能者の育成など、住宅の建設における木材の使用に関する伝統的な技術の継承及び向上への配慮する。また、国産材（国内で生産された木材をいう。以下同じ。）の適切な利用が確保されることにより我が国における森林の適正な整備及び保全が図られ、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資することにかんがみ、国産材その他の木材を使用した長期優良住宅の普及が図られるよう配慮する。

## 3 その他重要事項

これまでに挙げてきたもの以外にも、長期優良住宅の普及を促進するため、関連制度等についての検討が必要である。

## 附 則

この告示は、法の施行の日（平成二十一年六月四日）から施行する。

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件の案について

1. 制定の趣旨

長期優良住宅の普及の促進等に関する法律施行規則案において、長期使用構造等とするための措置（法第2条第4項各号関係）及び長期優良住宅建築等計画の認定基準のうち、法第6条第1項第4号イに規定する維持保全の方法の基準について、国土交通大臣が定めるものとされており、これに基づき、告示を定める必要がある。

2. 案の概要

「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件の案の概要」による。

3. スケジュール

公布：平成21年2月中旬（予定）

施行：平成21年6月4日（法律の施行日：平成21年6月4日）



## 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件の案の概要

### 1. 適用範囲

新築住宅について適用する。

### 2. 長期使用構造等とするための措置

次に掲げる基準を満たすこととなる措置又はこれと同等以上の措置とする。

#### (1) 劣化対策

##### ①求めるべき性能

数世代にわたり、構造躯体が使用できること。

##### ②認定基準の具体的内容

###### イ. 鉄筋コンクリート造

劣化対策等級3に加え、コンクリート（軽量コンクリートを除く。以下同じ。）の水セメント比が次の1)又は2)のいずれか（中庸熱ポルトランドセメント又は低熱ポルトランドセメントを使用する場合にあっては1)）に適合していること。ただし、フライアッシュセメントを使用する場合にあっては混合物を除いた部分を、高炉セメントを使用する場合にあっては混合物の10分の3を除いた部分をその質量として用いるものとする。

1) 構造躯体等のコンクリートの水セメント比を45%以下とすること

2) 構造躯体等のコンクリートの水セメント比を50%以下とし、かつ、水セメント比50%の場合に等級3で求められるかぶり厚さを1cm上乗せすること

#### (参考) 劣化対策等級3の基準の内容（住宅性能表示制度）

##### ①セメントの種類

##### ②コンクリートの水セメント比

水セメント比を50%以下とするか、または、水セメント比を55%以下とし、かつ、かぶり厚さを1cm上乗せすること。

##### ③部材の設計・配筋

##### ④コンクリートの品質

##### ⑤施工計画 等

ロ. 鉄骨造

劣化対策等級 3 に加え、1) 又は 2) のいずれかの基準に適合すること。

1) 次の表の (い) の区分に応じ、(ろ) のいずれかの措置を講じること。

表

(い)	(ろ)	
鋼材の厚さ	防錆措置	
	一般部	最下階（地階を除く。）の注脚部
15mm 以上 ↑ 12mm 以上 (等級 3)	評価方法基準の区分 1 以上の塗膜又はめっき処理	評価方法基準の区分 2 以上の塗膜又はめっき処理
12mm 以上 ↑ 9mm 以上 (等級 3)		評価方法基準の区分 3 以上の塗膜又はめっき処理
9mm 以上 ↑ 6mm 以上 (等級 3)	評価方法基準の区分 2 以上の塗膜又はめっき処理	評価方法基準の区分 4 以上の塗膜又はめっき処理
6mm 以上 ↑ 2.3mm 以上 (等級 3)	評価方法基準の区分 4 以上塗膜又はめっき処理	評価方法基準の区分 5 以上の塗膜又はめっき処理 若しくは、評価方法基準の区分 4 のめっき処理及び f, g 又は h のいずれかの塗膜

2) 次に掲げる措置を講じること。

a) 床下空間及び小屋裏空間（人通孔があれば 1 の空間とみなす。）ごとに点検口を設置すること。

b) 床下空間の有効高さを 330mm 以上とすること。ただし、浴槽を設置する部分等やむ得ないと認められる部分にあつて、床下空間の点検に支障をきたさない場合はこの限りではない。

ハ. 木造

劣化対策等級 3 に加え、次に掲げる措置を講じること。

1) 床下空間及び小屋裏空間（人通孔があれば 1 つの空間とみなす。）ごとに点検口を設置すること。

2) 床下空間の有効高さを 330mm 以上とすること。ただし、浴槽を設置する部分等やむ得ないと認められる部分にあつて、床下空間の点検に支障をきたさない場合はこの限りではない。

(参考) 劣化対策等級 3 の基準の内容 (住宅性能表示制度)

①外壁の軸組等に対する措置

外壁の軸組等については、通気構造措置の有無、樹種、薬剤処理、小径の組み合わせで防腐・防蟻措置を求める。

外壁構造	樹種	薬剤	小径
通気構造	—	—	13.5
	—	現場処理	—
	D1	—	12
	ヒノキ等	—	—
その他	—	K3	—

②土台の防蟻・防腐措置、浴室及び脱衣室の防水措置、地盤の防蟻措置

③床下の防湿措置・換気措置

④小屋裏の換気措置 等

(2) 耐震性

①求めるべき性能

極めて稀に発生する地震に対し、継続利用のための改修の容易化をはかるため、損傷のレベルの低減をはかること。

②認定基準の具体的内容

次のイ、ロ又はハのいずれかによるものとする。

イ. 免震建築物であること (住宅性能表示制度に規定される免震建築物)。

ロ. 限界耐力計算による場合にあつては、次の 1) 又は 2) のいずれかの措置を講じること。

1) 地上部分の各階の安全限界変形の当該階の高さに対する割合がそれぞれ 1/100 (木造である階にあつては、1/40) 以下であること。

2) 木造の場合にあつては、各階の変形 (平成 12 年国土交通省告示第 1457 号第 9 の建築物に生ずる水平力と当該水平力により建築物に生ずる変位の関係を満たすものとする。) をそれぞれ当該各階の安全限界変形の 75%以下とした状態を安全限界変形と読み替えて、評価方法基準第 5 の 1 の 1 - 1 (3) イの基準に適合すること。

ハ. 耐震等級 (倒壊等防止) 等級 2 の基準に適合すること (限界耐力計算による場合を除く。)

※時刻歴応答解析等による場合は上記と同等以上の性能を有することを確認するものとする。

### (3) 維持管理・更新の容易性

#### ①求めるべき性能

構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備について、維持管理（清掃・点検・補修）・更新を容易に行うために必要な措置が講じられていること。

#### ②認定基準の具体的内容

次に掲げる基準に適合すること。

##### イ. 維持管理対策等級（専用配管）等級3

（参考）維持管理対策等級（専用配管）等級3の基準の内容（住宅性能表示制度）

- 1) 構造躯体及び仕上げ材に影響を及ぼすことなく、点検及び清掃（排水管に限る。）を行うことができること。
- 2) 構造躯体に影響を及ぼすことなく専用配管の補修を行うことができること。
- 3) 他住戸の専用部分に立ち入ることなく、当該住戸の専用配管の点検、清掃及び補修を行うことができること。

##### ロ. 維持管理対策等級（共用配管）等級3

ただし、共用配管について、区画された堅穴であるパイプスペース内に設置されており、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあつては、当該共用配管が専用部に立ち入らずに維持管理を行えることを求めないものとする。

（参考）維持管理対策等級（共用配管）等級3の基準の内容（住宅性能表示制度）

- 1) 構造躯体及び仕上げ材に影響を及ぼすことなく、共用配管の点検、清掃及び補修を行うことができること。
- 2) 専用部分に立ち入ることなく共用配管の点検、清掃及び補修を行うことができること。

##### ハ. 更新対策等級（共用排水管）等級3

ただし、共用排水管について、区画された堅穴であるパイプスペース内に設置されており、更新の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあつては、当該共用排水管が専用部に立ち入らずに更新を行えることを求めないものとする。

（参考）更新対策等級（共用排水管）等級3の基準の内容（住宅性能表示制度）

- 1) 更新時のはつり工事、配管切断工事等を軽減できる措置がとられている又は増設更新を行うことができること。
- 2) 構造躯体に影響を及ぼすことなく共用排水管の更新を行うことができること。
- 3) 専用部分に立ち入ることなく、共用排水管の更新を行うことができること。

#### (4) 可変性

##### ①求めるべき性能

居住者のライフスタイルの変化等に応じて間取りの変更が可能な措置が講じられていること。

##### ②認定基準の具体的内容

躯体天井高（住宅性能表示制度に規定される住戸専用部の構造躯体等の床版等に挟まれた空間）が2,650mm以上であること。

#### (参考) 住宅性能表示制度の内容

- 1) 躯体天井高（○mm以上）を明示
- 2) 住戸専用部の構造躯体の壁または柱の有無を明示

#### (5) バリアフリー性能

##### ①求めるべき性能

将来のバリアフリー改修に対応できるよう共用廊下等に必要なスペースが確保されていること。

##### ②認定基準の具体的内容

高齢者等対策等級（共用部分）等級3に適合すること。ただし、手すり、段差及び高低差については適用しない。

#### (6) 省エネルギー性能

##### ①求めるべき性能

必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること。

##### ②認定基準の具体的内容

省エネルギー対策等級4に適合すること。

### 3. 維持保全の方法の基準

#### (1) 基準の考え方

建築時から将来を見据えて、定期的な点検等に関する計画が策定されていることを求める。

#### (2) 認定基準の具体的内容

- ① 法第2条第3項各号に掲げる部分について、仕様、点検の項目及び予定時期が指定されたものであること。

※法第2条第3項各号に掲げる部分

- 1) 基礎、土台、壁、柱等（構造耐力上主要な部分関係）
- 2) 屋根、開口部等（雨水の浸入を防止する部分関係）
- 3) 給水又は排水の配管設備（給水設備・排水設備関係）

- ② ①に掲げる部分の点検の予定時期がそれぞれ点検又は更新から 10 年を超えないものであること。
- ③ 地震時及び台風時の臨時点検を実施することとされていること。
- ④ 住宅の劣化状況等に応じて、維持保全の方法について見直しを行うこととされていること。
- ⑤ 長期優良住宅建築等計画に変更があった場合に必要に応じて維持保全の方法の変更することとされていること。

# 長期優良住宅の認定基準案の概要(一覽)

性能項目等	性能項目等
劣化対策	○数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること。
耐震性	○極めて稀に発生する地震に対し、継続利用のための改修の容易化を図るため、損傷のレベルの低減を図ること。
維持管理・更新の容易性	○構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備について、維持管理(清掃・点検・補修)・更新を容易に行うために必要な措置が講じられていること。
可変性	○居住者のライフスタイルの変化等に応じて間取りの変更が可能な措置が講じられていること。
バリアフリー性	○将来のバリアフリー改修に対応できるよう共用廊下等に必要なスペースが確保されていること。
省エネルギー性	○断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること。
居住環境	○良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。
住戸面積	○良好な居住水準を確保するために必要な規模を有すること。
維持保全の方法	○建築時から将来を見据えて、定期的な点検等に関する計画が策されていること。